

議第 3 3 号

呉市児童館条例の一部を改正する条例の制定について
呉市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童館条例の一部を改正する条例

呉市児童館条例（昭和 4 1 年呉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(設置) 第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、児童厚生施設として児童館を次のように設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>呉市大坪谷児童館</td><td>呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号</td></tr><tr><td>呉市豊児童館</td><td>呉市豊町大長字堂の尻 5 9 1 5 番地 5</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		呉市大坪谷児童館	呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号	呉市豊児童館	呉市豊町大長字堂の尻 5 9 1 5 番地 5	<p>(設置) 第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、児童厚生施設として児童館を次のように設置する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>呉市大坪谷児童館</td><td>呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		呉市大坪谷児童館	呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号
名称	位置														
略															
呉市大坪谷児童館	呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号														
呉市豊児童館	呉市豊町大長字堂の尻 5 9 1 5 番地 5														
名称	位置														
略															
呉市大坪谷児童館	呉市阿賀北 3 丁目 1 番 3 号														

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

呉市豊児童館を廃止するため、この条例案を提出する。